

就学援助制度

【就学援助費】

経済的理由により、就学が困難な児童または生徒の保護者に対し、市がその必要な費用を援助します。

○該当する方

市内の小学校または中学校に在籍している児童生徒の保護者で、生活保護法による保護を受けている方またはそれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方
※ひとり親世帯への支援制度ではありません。

○援助する項目

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費、PTA会費、児童生徒会費、クラブ活動費等
※限度額があります。

○申込方法

お子さんの在籍先学校へ相談のうえ、学校長へ申請してください。

【特別支援教育就学奨励費】

特別支援学級等に在籍する児童または生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、市がその必要な費用の一部を援助します。

○該当する方

市内の小学校または中学校の特別支援学級等に在籍している児童生徒の保護者。ただし、就学援助費を申請する方は、該当しません。
※所得要件があります。

○援助する項目

学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等

※限度額があります。なお、学用品費については、領収書（コピー可）が必要となりますので保管しておいてください。

○申込方法

お子さんの在籍先学校へ相談のうえ、学校長へ申請してください。

申込・問 教委 学校教育課学務G

☎52-1111 内線334 FAX 53-6502

障害者差別解消法の相談窓口について

4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律は、市民が障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるためのものです。

障がいをお持ちの方が、不当な差別的扱いを受けた場合などの相談は、下記までお問い合わせください。

問 本庁 福祉課社会福祉G ☎52-1111 内線132

新婚家庭家賃助成金

市では、少子化・人口減少対策として若年層の定住を促進するため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚家庭を対象に、予算の範囲内で家賃の一部を助成金として交付します。

○対象者（すべての要件を満たす方）

①家賃助成金の交付申請をする日より前3年以内に婚姻届を提出している方

※新郎新婦のいずれか一方または双方が再婚であっても要件を満たす場合は対象になります。

②平成25年4月1日以降、新たに市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、現に居住し、かつ住民登録をしている方

※市営住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅、夫婦いずれかの親が所有する住宅及び賃貸住宅は対象となりません。

③夫婦いずれも申請時に40歳未満の方

④申請者及び同居者全員の前年の合計年間総収入金額が700万円以下、または総所得金額が510万円以下の方

⑤家賃が月額5万円以上の方

※共益費、管理費及び駐車場代等を除く

⑥他の公的制度（生活保護等）から家賃補助を受けていない方

⑦申請者及び同居者全員が市税等を滞納していない方

⑧家賃を滞納していない方

⑨この制度に基づく助成を受けたことがない方

○助成金額 月額1万円（上限12万円）を年1回交付します。

※家賃から住宅手当を控除した実質家賃負担額が1万円未満の場合はその金額

○助成期間 申請のあった翌月から最長36か月

○申請書類

①家賃助成金交付申請書

②住民票（世帯全員の記載のあるもの）

③戸籍謄本等

④申請者及び同居者全員の市税等の滞納がないことを証する書類

⑤申請者及び同居者全員の課税証明書または非課税証明書

⑥民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

⑦住宅手当支給証明書

⑧その他市長が必要と認める書類

※交付申請書は本庁2階都市建設課にあります。

○受付期限 平成29年2月28日（火）

※土・日曜日、祝日は除く

申込・問 本庁 都市建設課都市整備G

☎52-1111 内線253 FAX 53-5415